

令和 2年 6月 1日

新潟県農業機械商業協同組合

持続化給付金の申請方法に関するお知らせ

いつも組合活動にご協力頂きありがとうございます。

さて、コロナ禍により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くために持続化給付金が支給されます。申請期間は令和3年1月15日までとなります。

給付の条件は、コロナ禍により今年1月から12月までの、ひと月の売上げが、前年同月比で50%以上減少していることが条件です。給付額は最高、法人200万、個人事業者は100万円までとなりますが、昨年1年間の売上げからの減少額が上限となります。

コロナウイルスの拡散防止の観点から、基本は、電子申請になりますので、スマホやパソコンからの申請になります。持続化給付金の申請用ホームページにアクセスし、メールアドレスを入力し、仮登録をします。入力したメールアドレスにメールが届いたらマイページを作成し、申請を進めていきます。

<必要証拠書類> スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラ等で撮影した写真でもよいですが、細かな数字が読み取れることが必要です。データの保存形式はPDF・JPG・PNGです。

法人 前事業年度の確定申告書類(收受日付印が押印)、及び法人事業概況説明書の控え(2枚)
売上減少となった月の売上台帳(経理ソフトから抽出・エクセルデータ・手書きの売上台帳コピー)
法人名義の通帳の写し (法人の代表者名義も可)

個人 2019年分の確定申告書第一表の控え(收受日付印が押印)、
所得税青色申告決算書の控え(白色申告者は不要)
対象月の月間事業収入がわかるもの、売上台帳
申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
本人確認書類(免許証 裏表必要)

申請後、通常2週間で給付通知書を発送・入金となります。

<電子申請が困難な場合>

お近くの申請サポートセンターにおいてサポートを受けながら申請することもできます。今のところ、県内12市町村の15会場で行っています。必ず予約(コールセンター0120-115-570)が必要になります。申請には30分から1時間程かかります。事前準備として申請に必要な情報を「申請補助シート」(ホームページより入手できない場合は商組にご連絡ください)に記入して当日ご持参ください。また、上記の必要書類をコピーして用意していきます。

コロナウイルスの拡散防止のための対策(マスク、筆記用具持参)をお願いします。